

マンション等を所有・使用する皆様へ
※補助には建物所有者の承諾が必要です

補助金で： 集合住宅に ベンチを置きませんか？

1台あたり

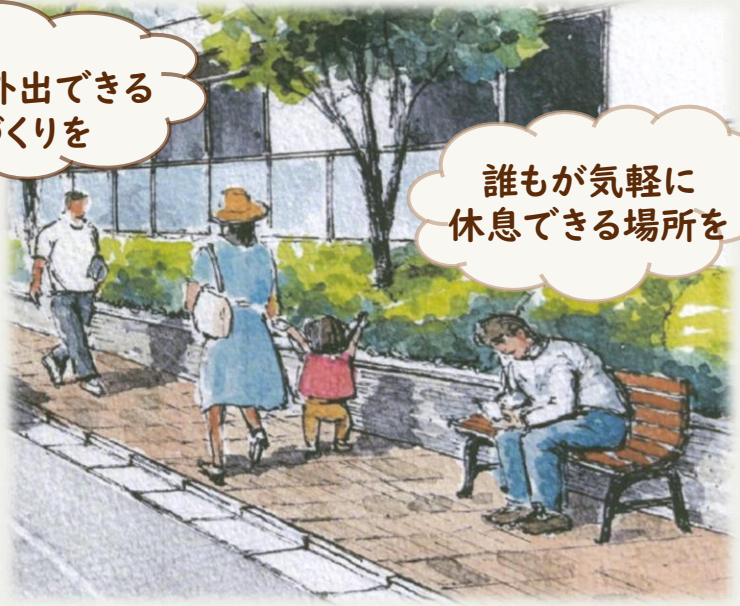
上限 **3万5千円**

(1団体あたり上限10万円)

※千円未満は切り捨て
※対象経費の全額補助

安心して外出できる
まちづくりを

誰もが気軽に
休息できる場所を



対象者

集合住宅を所有し、管理し、又は使用している個人

対象建築物

共同住宅、寄宿舍、寮、長屋 ※新築含む

設置条件

不特定多数の方が利用でき、道等から見える場所に設置

対象費用

区内に設置するベンチの購入又は制作及び工事等の費用

集合住宅以外にも補助可能な
用途があります。

検索 Q ユニバーサルデザイン
生活環境整備補助金

区HP Q 4392

ホーム
ページ
はこちら



注意事項

- ・ベンチは申請者の所有物とし、自主管理としてください。
- ・ベンチには、区から提供するシールを貼付してください。
- ・ベンチの設置後、翌年の利用状況調査にご協力ください。

※申請にあったっては他にも、条件がございます。
詳しくはHPもしくは下記までお問い合わせください。

環境空地にベンチ等が 設置できるようになりました

「世田谷区建築物の建築に係る
住環境の整備に関する条例」を改正

令和6年6月1日施行

歩道状空地や緑地帯に
誰でも休憩できるベンチ等
の設置を推進しています

改正
概要
はこちら



◆ 受付・問い合わせ

各総合支所街づくり課

世田谷 ☎ 5432-2460 FAX 5432-3055
北 沢 ☎ 5478-8076 FAX 5478-8019
玉 川 ☎ 3702-4539 FAX 3702-0924
砧 ☎ 3482-2594 FAX 3482-1471
烏 山 ☎ 3326-9618 FAX 3326-6159

◆ 補助制度について

都市デザイン課

令和8年12月末まで ☎ 6432-7152
FAX 6432-7996

令和9年1月から ☎ 5432-3538
FAX 5432-3110

申請の流れや条件等詳しくは、
契約・発注・購入・工事着手前
にお問い合わせください

世田谷区ユニバーサルデザイン普及啓発キャラクター

“せたっち”

